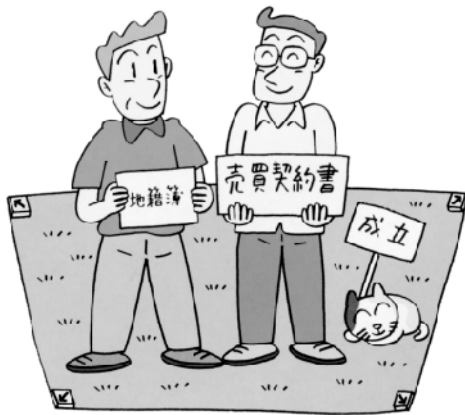


大切な財産を守るために地籍調査をはじめます

No.2

地籍調査Q&A

今回は、地籍調査についての要点を整理し、簡単なQ&A方式にてお伝えしようと思います。



Q2: 地籍調査で地権者が立ち会う必要があるって聞きましたか？

A2: 基本的に境界確認の際は地権者の人に立ち会っていただきます（委任状提出による代理人の立会いも可能です）。原則として境界に接している隣接地権者全員の合意が無いと境界として確認できません。道路沿いの土地などで、既存の杭がある場合は、その杭をそのまま境界杭として使用できます。なお、現地立会いの日程等は現地調査が始まる前に役場から通知いたしますのでご協力をお願いします。

Q3: 地籍調査事業の費用は誰が払うの？

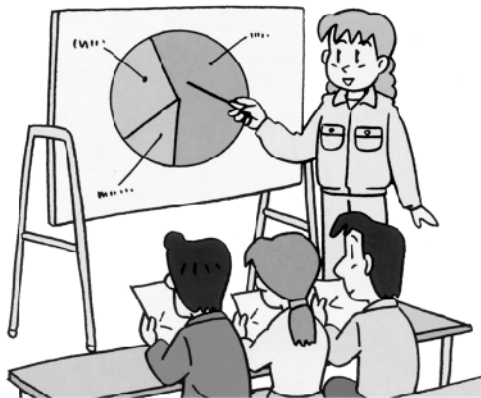
A3: 地籍調査の費用は国（50%）、県（25%）、市町村（25%）で負担しますので、地権者の負担はありません。しかし、地籍調査時に境界が決まらなかった場合は、筆界未定と言う扱いになり分合筆などの登記の異動が

Q1: 地籍調査って土地に関するトラブルを解決してくれる事業だって聞いたけど？

A1: 地籍調査事業を簡単に説明すると、地権者同士で決めていただいた土地の境界を確認して境界点に杭を埋設し、それぞれの土地の面積を正確に測量するということになります。この調査の結果をもって、法務局に備え付けられている土地登記簿や公図（地籍図）を現況に合わせて正確に更新しますので、隣地との境界がハッキリしたり、土地をめぐるトラブルの解消・防止に役立つことがあります。あくまで土地の境界確認が主な作業になります。土地に関するトラブルを直接解決したりはできません。

出来なくなりません。後に筆界未定地について登記の異動を行う場合には、境界を決めたり土地の測量をしたりといった作業が必要となり、その費用は個人負担となります。

います。



Q4: 地籍調査の時に土地の名義を書替えてもらいたいんだけど？

A4: 基本的に地籍調査事業で更新できる登記簿の情報は、地番、面積、地目、所有者名（結婚等で姓が変わった場合などに限る）、所有者住所（転居などで変わっている場合に限る）、の5項目になります。原則として所有権移転をとまなう異動は地籍調査ではできません。

Q5: 地籍調査が実際に私のところで行われるのはいつ？

A5: 今年の秋から毎年現地での立会いが行われていきますが、上三川町全体の地籍調査が完了するまでには20年から40年程かかると予想されますので、進行順序によってはしばらくお待ちいただく場合があります。なお、区画整理事業が行われた地区（しらさぎ・天神町・多功南原工業団地など）、区画整理と同様の測量が行われた地区（ゆうきが丘、本郷台）は地籍調査と同等の測量が行われていますので、改めて調査を行う事はありません。また、河川敷も調査対象外です。

▼問い合わせ先

⑤ 都市建設課 地籍調査係 ☎ 9148

t-kensetsu01@town.kaminokawa.tochigi.jp

